

山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年11月30日まで次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年9月9日（令和3年9月13日適用）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行うよう要請します。
- ② 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。
- ③ 帰宅時及びトイレなどの共用スペース利用の前後には、手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ④ 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛するよう要請します。
- ⑤ 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となる都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。
やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。
- ⑥ 基本的な感染防止対策の行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守するよう要請します。

- ⑦ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

2 事業者の皆様へ

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。
- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- ④ 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。
- ⑤ イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



3 飲食店等の皆様へ

① やまなしグリーン・ゾーン認証を受けていない以下の施設に対し、休業を要請します。

・ 対象施設 飲食店・喫茶店等(居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。)、遊興施設(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

・ 対象期間 令和3年9月13日（月）から9月26日（日）まで

② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、従来の運用ルールに加え、以下の事項を遵守するようお願いします。

・ 店内BGM音量の目安を45dB以下とすること。

・ 不織布マスクの着用を従業員に義務化、利用者に推奨すること。

〈遊興施設（カラオケや接待を伴う飲食店）〉

・ カラオケ利用時を除き入口等の常時開放による換気を実施すること。

・ カラオケ利用時に以下のルールを徹底すること。

- 歌唱場所を換気扇の下など風下への固定や空気清浄機に向かっての歌唱など飛沫拡散防止を徹底すること。
- カラオケ利用時は歌っている人を含む利用者全員が不織布マスクを着用とともに、マスクを外す行為（飲食・喫煙等）を行わないこと。

4 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

5 学校向け

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、令和3年9月13日から9月30日までの間、以下の内容を要請します。

① 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。

- ・教育内大会(※)等に参加する意向のある部活動にあっては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内ののみの活動とすること。
- ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

② 修学旅行や宿泊研修等の校外における共同生活や飲食を共にする機会のある学校行事は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底のうえ、縮小などを検討すること。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底

施設におけるイベント等の開催の目安

令和3年2月12日
(令和3年9月13日改訂)

1 イベント等の開催の目安について

(1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記3（1））には、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

人数の上限は、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方とする。

イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記3（2））については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については50%（注1）とする。

（注1）参加者の位置が固定され入退場時や区域内の適切な行動確保ができるものは、異なるグループ又は個人間では1席空けること（このため、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、結果として、参加人員は収容定員の50%を超えることもありうる。）。

(2) 収容定員が設定されていないイベント等については、10,000人以下で開催するものとし、必要な感染防止対策（下記3（1））に加え、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記3（2））にあっては密が発生しない程度の間隔、それ以外のものにあっては十分な人ととの間隔（1m）を確保すること。

※（1）（2）において、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができないものについては（3）によることとする。

(3) お祭りや野外フェス等で全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等や参加者の把握が困難なイベント等については、慎重に検討することとし、開催する場合には必要な感染防止対策（下記3（1））に加え、十分な人ととの間隔（1m）（注2）を設けること。

（注2）（別紙1）に示す条件がすべて担保される場合には、「十分な人ととの間隔を設ける」に該当するものとする。

地域で行われる盆踊り等、全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリ（COCOA）の活用や参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

2 感染防止対策の確認について

参加者が1,000人を超えるイベント等又は全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等については、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

3 必要な感染防止対策について（全てのイベント等において実施することが前提）

（1）必要な感染防止対策が担保される場合について

必要な感染防止対策の担保とは、次に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

ア 徹底した感染防止等

①マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めることができる体制整備
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保

②大声抑止の担保

- ・大声を出す者がいた場合に、個別に注意等ができる体制整備
- ・スポーツイベント等でラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意等ができる体制整備

イ 基本的な感染防止等

①手洗徹底

- ・こまめな手洗いの徹底

②消毒徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

③換気

- ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・乾燥する場面では、湿度40%を目途に加湿

④密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャバシティに応じ収容人数を制限

⑤身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

⑥食事の制限

- ・食事用に感染防止策（パーティション設置又は人ととの間隔の確保等）を行ったエリア以外での食事の制限
- ・休憩時間中及びイベント等の前後の食事による感染防止の徹底
- ・過度な飲酒の自粛

- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、連絡先の把握、食事時間の短縮を行う場合に限り、食事可）
 - ・飲食提供者は不織布マスク着用を推奨（フェイスシールドのみは不可）
 - ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置等（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要）
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や利用者のQRコード読取の奨励
 - ・イベントで感染者が発生した場合、迅速・確実に参加者に保健所等への相談を促すとともに、保健所が実施する疫学調査に協力する
 - ・有症状者は出演・練習を控える
 - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑩催物前後の行動管理
- ・イベント等の前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起
 - ・飲食及び宿泊時のやまなしグリーン・ゾーン認証施設利用の呼びかけ
- ⑪ガイドライン遵守の旨の公表
- ・主催者及び施設管理者が、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドライン又は国において示された業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

ウ イベント等の開催の共通の前提

- 入退場やエリア内の行動管理
- ・広域的なこと等により入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討

(2) 大声での歓声等がないことを前提としうる場合の要件について

大声での歓声等がないことを前提としうるイベント等とは、施設管理者において次の全てを満たすことが確認された場合とする。

ア これまでの当該イベント等の出演者等による類似のイベント等の開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し又は歌唱する等の実態がみられていないこと。開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベント等に照らし、観客が歓声、声援等を発し又は歌唱することが見込まれないこと。

イ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用も含め、個別の参加者に対して必要な感染防止対策（上記3（1））の徹底が行われること。

ウ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに則って実施されること。

(別紙1) お祭りや野外フェス等で全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等における感染防止策

全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人ととの間隔（1m）を設けることとしていたが、必要な感染防止策に加え、下記に示す条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして、「十分な人ととの間隔を設ける」ことに該当するものとする。

具体的な条件（感染防止策）

- ① 身体的距離の確保
 - ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
 - ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ② 密集の回避
 - ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信
 - ・誘導人員の配置
 - ・時差・分散措置を講じた入退場
- ③ 飲食制限
 - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・過度な飲酒の自粛
- ④ 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
- ⑤ 催物前後の行動管理
 - ・イベント前後の感染防止の注意喚起
 - *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑥ 連絡先の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底
 - ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

(参考1)

イベント等の開催の目安

※全てのイベント等において必要な感染防止対策を実施していくことが前提となります

1. 収容定員が設定されている場合

①人数上限と②収容率上限のいざれか小さい方		必要な感染防止対策の徹底が担保されない	
①人数上限	②収容率上限	①人数上限	②収容率上限
5,000人 又は 収容人数50%(≤10,000人) のいざれか大きいほう	100%	5,000人 又は 収容人数50%(≤10,000人) のいざれか大きいほう	50% ※席がある場合・異なるグループ等 の間で1席空けることとし、この場合 は収容定員の50%を超えることもあ りうる。
		5,000人	半分程度

2. 収容定員が設定されていない場合

大声での声援等なし		大声での声援等あり	
10,000人以下	かつ、密が発生しない程度の間隔	10,000人以下	かつ、十分な間隔(1m)

3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等 (上記1と2において、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントを含む)

区分	開催の目安
① 全国的・広域的な人の移動が伴うイベント等／参加者の把握が困難なイベント等	慎重な検討を促す 十分な間隔(1m)の維持が困難な場合は開催について慎重に判断 ※必要な感染防止対策の実施に加え、(別紙1)に示す条件が全て担保される場合には開催可能
② 地域で行われる盆踊り等、全国的・広域的な人の移動 が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの	適切な感染防止策の徹底、COCOA活用や参加者の連絡先等の把握

※1,000人超のイベント又は全国的・広域的な人の移動を伴うイベントは、県が感染防止対策徹底の担保状況を確認

(参考2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としたしうるもの(想定されるものの例)

大声での歓声・声援等がないことを前提としたしうるもの例	
音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、歌謡曲、声楽曲等)、歌劇、樂劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等
舞蹈	バレエ、現代舞踊、民族舞踊等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等
芸能・演芸	講談、落語、漫談、漫才、奇術等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショーエベントを適用

※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方

- (注)
・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、「大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたしうるもの」として取り扱わない。

